

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

令和3年度私立高等学校等授業料支援補助金の申請書を配付いたします。

保護者等の所得に応じて、年額181,200円～481,200円が、国の「就学支援金」とは別に上乗せされ、生徒本人に助成される大切な書類です。

以下の説明と注意事項を充分にお読みいただき、大阪府リーフレット『生徒・保護者のみなさんへ お知らせ』の申請書類に記入し、添付書類と共にご提出ください。

制度概要 次の①～③の要件をすべて満たすことが条件となります。

①生徒が国の就学支援金を受給していること

※国の就学支援金の申請において、受給対象にもかかわらず未申請の場合、補助金の受給を辞退したとみなされます。

②父母お二人の所得が基準額未満である世帯

※下の〈基準表〉に該当する世帯

③10月1日時点(基準日)で在籍し、生徒及び保護者等(父母)が大阪府内に在住していること

※ただし、単身赴任でやむを得ず他府県に住民票を移している場合は、特例が認められる場合もありますので、学校までご連絡をお願いします。

◆〈基準表〉 ※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に4分の3を掛けて計算

	4月～6月	7月～3月	(国) 就学支援金	(府) 支援補助金	保護者負担額
	令和2年度 課標準額6%- 調整控除額*	令和3年度 課標準額6%- 調整控除額*			
A	0円～ 154,400円	0円～ 154,400円	396,000円	204,000円	0円
B3★	154,500円～ 251,000円	154,500円～ 251,000円	118,800円	481,200円	0円
B2☆				381,200円	100,000円
B1				281,200円	200,000円
C2★	251,100～ 304,100円	251,100～ 304,100円		381,200円	100,000円
C1☆				181,200円	300,000円
府対象外				0円	481,200円
国対象外	304,200円以上	304,200円以上	0円	0円	600,000円

☆子どもが2人いる世帯 ★子どもが3人以上いる世帯(いずれも小中学生含む) 【授業料+教育充実費=600,000円】

提出期限 令和3年7月14日(水)【期日厳守】【全員提出】

対象の有無に係らず、全員が配付時の封筒に入れ、担任にご提出ください。
大阪府へは申請者全員分を一括して申請しますので、提出期限はくれぐれも厳守してください。

◆国の高等学校等就学支援金と同様に、令和2年度の課税標準額×6%-調整控除額で4月～6月分、令和3年度の課税標準額×6%-調整控除額で、7月～翌年3月が認定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度			令和3年度								
課税標準額×6%-調整控除額*で認定 ※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に4分の3を掛けて計算											
府)支援補助金 国)就学支援金 (4月～6月分)			府)支援補助金 国)就学支援金 (7月～翌年3月分)								

申請に必要な書類

申請する(対象となる)場合 ※4～6月、7～3月どちらかのみ対象となる場合も含む
下記【1】、【2】、【3】書類を配付時の封筒に入れ、期日までに担任にご提出ください。

【1】授業料支援申請書(様式第1号の4)《リーフレットP.4、P.5》

- ◎ 申請者(生徒)に関する事項
 - ◎ 保護者(父母)等に関する事項
 - ◎ 添付書類に関する事項
 - ◎ 申請者署名(生徒名)
 - ◎ 授業料支援補助金の申請に関する確認書(P.5)
- ※すべて記入のこと

【2】父母お二人の

『令和3年度 課税証明書』『高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)』

※上記2点は授業料支援申請書(様式1号の4)【添付書類に関する事項】

にすることで添付を省略できます。

※4～6月のみ対象となる場合は不要。

【3】健康保険証の写し『③健康保険証貼付シート』に貼付、保険者番号・記号・番号を黒塗り

※但し、BまたはCランクで多子世帯として申請する場合のみ。

※国民健康保険に加入の世帯で世帯主が生徒の親権者以外の場合は、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)が必要。

※子の人数に19歳以上の子どもが含まれる場合は『在学証明書』を添付。

申請しない場合

対象とならない場合は、申請リーフレットP.5『授業料支援補助金の申請に関する確認書』に、年・組・番号・生徒氏名を記入し、「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」の、あてはまる理由に を付けて、配付時の封筒に入れて、担任にご提出ください。
その他ご準備いただく書類はありません。

◆**注意事項** ※詳細を必ずご確認ください。

【課税証明書、高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)について】

- ① 申請には、父母お二人の令和3年度の『**課税証明書**』、『**高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)**』が必要。

※配偶者の収入が年間100万円以下の控除対象者の場合やひとり親世帯の場合は父母どちらかの一人分のみ。

※就学支援金の申請書に課税証明書、課税証明書(補足)を添付の上、授業料支援申請書(様式第1号の4)【添付書類に関する事項】に☑することで、補助金申請用の課税証明書、課税証明書(補足)は省略できます。

※保護者の課税証明書、課税証明書(補足)が提出できない場合は、学校まで連絡をお願いします。
- ② 課税証明書、課税証明書(補足)が手元にない場合は、市区町村の税務担当課で、発行してもらってください。

発行してもらう際は、扶養や控除、寡婦(夫)等が記載されている**全部事項証明を取得**してください。尚、扶養親族や寡婦等の記載がない場合は、修正申告してください。
- ③ 課税証明書に配偶者控除の記載がある場合は、配偶者の課税証明書、課税証明書(補足)は省略できます。
- ④ 『**源泉徴収票**』、『**確定申告書(控)**』は、**所得証明になりません**のでご注意ください。

【申請書(様式第1号の4)の記入について】

- ⑤ 課税証明書(所得増減)により、4月～6月分と、7月～翌年3月分の補助金ランクが異なることがあります。7月～翌年3月分のみ対象となる場合は、申請書(様式第1号の4)裏面の『3 授業料支援補助金の受給を申請しない理由』の □その他 に☑を入れ、「4月～6月分は対象外のため申請しません」と記入してください。また、4月～6月分のみ対象となる場合は □その他 に☑を入れ、「7月～翌年3月分は対象外のため申請しません」と記入してください。

【その他】

- ⑥ 課税証明書の住所が大阪府外の場合は、住民票を同封してください。

10月1日が基準日ですがそれ以前、または以降に府外に住民票がある場合は、月割りにより支給されますのでご注意ください。

(例：5/30に府外→府内・・・6月分より受給可、10/30に府内→府外・・・10月分まで受給)
- ⑦ 所得区分がBまたはCランクでは、子どもが生徒本人を含めて2人以上いる世帯であれば、多子世帯の対象となりますので、子ども全員分の健康保険証の写し[国民健康保険加入者で、世帯主が生徒の親権者以外の場合、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)]の提出が必要です。尚、19歳以上の子どもを人数に含める場合、その子どもの在学(在校)証明書の提出が必要です。浪人生については高校等卒業後、1年間に限り特例的に人数に含めます。
- ⑧ 支援補助金は、大阪府から学校へ振り込まれます。学校は、2・3学期の授業料納付額から授業料支援補助金分を減額する予定です。2学期または3学期の授業料と相殺し、相殺しきれなかった補助金額については、授業料振替口座へ振込いたします。
- ⑨ その他、解雇等による失職・転職の場合の特別事情については、「授業料減免制度(諸条件及び審査あり)」で申請して頂ける場合もありますので学校事務局までお問い合わせください。尚、減免制度と当該支援補助金との併給はできません。(どちらか助成金額の高い方が適用)
- ⑩ 訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペン不可、訂正印は不要です。
- ⑪ ご不明な点や特別な事情等がございましたら、学校事務局までご相談、お問い合わせください。

◆**必要書類チェック表**◆ ※提出前に必ずご確認ください。

申請する方	<input type="checkbox"/>	『授業料支援申請書(様式第1号の4)』 『授業料支援補助金の申請に関する確認書』の該当項目を記入している。
	<input type="checkbox"/>	父母お二人の『令和3年度 課税証明書』、『高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)』がある。 または、【注意事項①③】の通りである。
	<input type="checkbox"/>	子ども全員分の『健康保険証の写し』を『③健康保険証貼付シート』に貼付し、保険者番号・記号・番号を黒塗りしている。 ※B または C ランクで多子世帯として申請する場合のみ ※19歳以上の子どもを人数に含める場合はその子どもの『在学証明書』を添付【注意事項⑦】
	<input type="checkbox"/>	『住民票』を同封している。 ※課税証明書の住所が大阪府外の場合【注意事項⑥】 ※B または C ランクで多子世帯として申請する場合で、国民健康保険に加入しており、世帯主が生徒の親権者以外の場合【注意事項⑦】
	<input type="checkbox"/>	いずれかの年度のみ対象となる場合、【注意事項⑤】の通り記入している。
申請しない方	<input type="checkbox"/>	『授業料支援申請書(様式第1号の4)』P5の『3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由』のあてはまる理由に「☑」を付けている。 ※添付書類は不要です。 ※対象の有無がわからない場合は、未記入ではなく、学校事務局にお問い合わせください。

必ず上のチェック表で確認し、必要書類を配付時の封筒に入れ、担任にご提出ください。(申請書は全員提出です)

非課税世帯・生活保護世帯の方には、国の就学支援金・大阪府の支援補助金の他に『私立高等学校等奨学のための給付金』が支給されます。詳しいご案内は後日、対象の世帯に配付いたします。

お問い合わせ先： 四天王寺東高等学校 事務局 総務課 庶務係
電話 072-937-2855